

愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における高次脳機能障がい者への効果的な支援方法、普及啓発活動等について総合的な検討を行うとともに、地域ネットワークの充実と適切な支援体制の構築を図るため、愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 高次脳機能障害の実態把握
- (2) 高次脳機能障がい者への効果的な支援方法の検討
- (3) 事業の実施状況の分析
- (4) 関係機関の連携方法
- (5) 普及啓発活動
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者、高次脳機能障がい者の支援に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部健康衛生局健康増進課に置き、協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。